

平成31年(2019年)2月14日

各 位

山口県商工労働部労働政策課

新たな外国人材受入れに係る制度説明会の御案内

労働行政の推進につきまして、平素から格別の御理解と御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、本県において、新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、法務省入国管理局主催の標記説明会が、別添のとおり開催されることとなりましたので、御案内いたします。

参加申込み等については、下記のとおりです。

記

1 申込期限

平成31年3月5日(火) 17時まで

2 申込方法

下記、山口県労働政策課ホームページの「申込みフォーム」からお申込みください。  
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/gaikokujinnzai/setsumeikai.html>

3 その他

- (1) 申込多数の場合、1団体・企業様の参加人数の制限を行うことがありますので、予め御了承ください。
- (2) 定員になり次第締め切りとさせていただきます。

雇用・労働企画班 担当：江口 TEL 083-933-3254 FAX 083-933-3229
-----------------------------------------------------------

平成31年2月14日  
法務省入国管理局

## 新たな外国人材受入れに係る制度説明会

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご案内いたします。

### 記

#### 1 日 時

平成31年3月11日（月）

午前の部 9時30分～12時30分（受付開始 9時00分～）

午後の部 13時30分～16時30分（受付開始13時00分～）

※午前・午後ともに同じ内容です。

#### 2 場 所

山口県セミナパーク 講堂（山口市秋穂二島1062）

#### 3 説明会に御参加いただける方

- （1）在留資格「特定技能」による受入れを希望される山口県内所在の企業・団体・個人
- （2）改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される山口県内所在の企業・団体・個人の方
- （3）山口県及び同県内の地方公共団体の職員の方

#### 4 説明会日程

開催時間		内 容
午前の部	午後の部	
9:30～10:45	13:30～14:45	制度説明・質疑応答
11:00～12:30	15:00～16:30	分野別個別説明（調整中）・質疑応答